

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	6	担当課	産業政策課
法令名	計量法	根拠条項	法第64条	不利益処分の種類	特殊容器の指定製造者への適合命令	
<b>(適合命令)</b> <b>法第64条</b> 経済産業大臣は、指定製造者が第60条第2項各号に適合しなくなると認めるときは、その指定製造者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。						
<b>(指定の基準)</b> <b>法第60条</b> 第67条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない製造者は、第17条第1項の指定を受けることができない。 2 経済産業大臣は、第17条第1項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。 一 特殊容器の製造の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。 二 特殊容器の検査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。						